



島根県報

平成19年12月11日 (火)

第 1,939 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (経 営 支 援 課) 2

告 示

平成19年度第4次自衛官募集 (消 防 防 災 課) 4

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (地 域 福 祉 課) 4

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 5

生活保護法の規定による介護機関の指定 (") 5

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 5

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事

業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 6

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (") 6

介護保険法の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (") 6

保安林予定森林(2件) (森 林 整 備 課) 6

森林法第189条の規定による告示及び揭示 (") 7

指定漁船調書の縦覧 (水 産 課) 8

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (経 営 支 援 課) 8

国土調査の指定 (用 地 対 策 課) 9

地籍調査の成果の認証 (") 10

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 10

道路の供用開始 (") 11

公 告

河川法の規定に基づく簡易代執行の実施 (河 川 課) 11

特定調達公告

住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機等の賃貸借(保守を含む。)並び (市 町 村 課) 12

に構築、設置及びデータ移行業務等に係る随意契約の相手方等

選管告示

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す 12

る者の総数の50分の1及び3分の1の数

雑 報

平成19年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者 (建 築 住 宅 課) 13

正 誤

平成19年9月28日付け島根県報号外第113号中 (経 営 支 援 課) 14

改正された条例等のあらまし

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第104号）

1 規則の概要

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整理

2 施行期日

平成19年12月19日から施行することとした。

規 則

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第104号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則（昭和58年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貸金業法施行細則

第1条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第2条中「第1条第2項」を「第1条の5第2項」に改める。

第10条中「第35条第2項又は法第42条第3項」を「第24条の6の10第5項」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第10条関係)

(表)

写 真	身分証明書	第 号
	所属 職・氏名 生年月日 年 月 日	
<p>上記の者は、貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の10第3項又は第4項に規定する立入検査に従事するものであることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">島根県知事</p>		

(裏)

貸金業法抜すい

(報告徴収及び立入検査)

第24条の6の10 [略]

2 [略]

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 [略]

(注) この用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

告 示

島根県告示第1001号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成19年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 採用する自衛官

男性のみ 2等陸士・2等海士・2等空士 若干名

2 募集期間

平成19年12月11日（火）から平成20年1月18日（金）まで

3 試験期日

平成20年1月26日（土）

4 試験場の位置及び名称

出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

陸上自衛隊出雲駐屯地

5 採用予定日

平成20年3月下旬又は4月上旬

6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の男性

(2) 試験科目

ア 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部（松江市学園1丁目1-14 電話0852（21）0015）に連絡すること。

島根県告示第1002号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
日原診療所	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成19年11月1日
三隅薬局	浜田市三隅町三隅1314-6	平成19年11月1日
三原産婦人科医院	出雲市今市町1605	平成19年10月31日

島根県告示第1003号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
日原共存病院	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成19年10月31日
三原産婦人科医院	出雲市今市町1605	平成19年10月30日

島根県告示第1004号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
ウエルビィ株式会社	広島県広島市西区商工センター六丁目1-11	訪問介護	サンキ・ウエルビィ介護センター浜田	浜田市黒川町4196	平成19年11月1日
ウエルビィ株式会社	広島県広島市西区商工センター六丁目1-11	介護予防訪問介護	サンキ・ウエルビィ介護センター浜田	浜田市黒川町4196	平成19年11月1日
社会福祉法人 湖北ふれあい	松江市岡本町字新宮1138番地1	居宅介護支援事業	湖北ふれあい しんじ湖温泉居宅介護支援事業所	松江市千鳥町71番地 松江市在宅福祉サービスセンター	平成19年12月1日

島根県告示第1005号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	居宅療養管理指導	日原共存病院	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成19年10月31日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	介護予防居宅療養管理指導	日原共存病院	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成19年10月31日

石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地18	介護療養型医療施設	日原共存病院	鹿足郡津和野町枕瀬 218番地18	平成19年 10月31日
---------------	----------------------	-----------	--------	----------------------	-----------------

島根県告示第1006号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 MASA商事	訪問看護	なのはな訪問看護ステーション	浜田市高佐町532番地2	平成19年 12月1日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第1007号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 アゼーリ	居宅介護支援事業所 アゼリア	松江市黒田町475-7	平成19年 12月1日

島根県告示第1008号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 前田建設	介護予防通所介護	介護支援センター 和み館	安来市飯島町189-1	平成19年 12月3日

島根県告示第1009号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市波積町北1195

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1010号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市白岩町イ93、イ97 - 甲内 1、イ566、イ566 - 3、イ568

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示号1011号

平成19年島根県告示第918号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市金城町七条口414、口415 - 4、口415 - 8、口415 - 15	佐々木 アサヨ	浜田市金城町七条口119
浜田市金城町七条口414、口415 - 4、口415 - 8、口415 - 15	山藤 儀太郎	浜田市金城町七条口314
浜田市弥栄町田野原652 - 1、652 - 2	梅田 洋史	大阪府和泉市鶴山台3丁目8番66 - 405号
浜田市弥栄町田野原654 - 1	河野 惣一	浜田市弥栄町田野原32
浜田市弥栄町田野原655 - 11、655 - 13	斉藤 文幸	浜田市弥栄町田野原73
浜田市弥栄町田野原661 - 1	斉藤 正人	浜田市弥栄町田野原73
浜田市弥栄町田野原662	岡本 ミツエ	浜田市弥栄町田野原640
浜田市弥栄町田野原655 - 11、655 - 13から655 - 16	右田 楸	浜田市弥栄町田野原91

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示1012号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

- 松江市秋鹿町1708 田中 学
- 松江市魚瀬町656 - 17 内田 浩明
- 松江市魚瀬町763 - 23 村松 和安

(2) 加入区

松江市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第1013号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用

する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ出雲ショッピングセンター 島根県出雲市渡橋町1066番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口数 4 箇所

出口数 6 箇所

入口数 4 箇所

(変更後) 出入口数 5 箇所

出口数 6 箇所

入口数 4 箇所

(4) 変更の年月日

平成19年12月 2 日

2 届出年月日

平成19年11月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課 (島根県出雲市今市町109 - 1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1014号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成19年11月29日	出雲市	八島 地区	告示の日から平成20年3月31日まで

島根県告示第1015号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行っ た者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
飯南町	平成15年度～17年度	44枚	1冊	頓原町6	平成19年12月3日
津和野町	平成15年度～19年度	36枚	2冊	湊村 - 2・湊村 - 2圃 場整備地区 湊村 - 1・湊村 - 1圃 場整備地区	平成19年12月3日
津和野町	平成15年度～19年度	23枚	1冊	商人 - 1	平成19年12月3日

島根県告示第1016号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地 方機関の名 称	備 考	
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	松江鹿島美 保関線	松江市美保関町七類 2607番1地先から同 2610番2地先まで	前	メートル 25.00～ 30.00	メートル 18.76	松江県土整 備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	25.00～ 40.00	18.76		
〃	印賀奥出雲 線	仁多郡奥出雲町大呂 1057番4地先から同 1057番1地先まで	前	A 4.50～ 5.50	115.00	雲南県土整 備事務所仁 多土木事業 所	左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 河川改修に伴う 工事 一部拡幅 ダブルウェイ解 消 事業用地と交換
B 13.00～ 19.00	120.00						
後 B	13.00～ 21.00		120.00				

"	上阿井八川線	仁多郡奥出雲町大馬木 2487番9地先から同 2487番8地先まで	前	40.00~ 109.00	85.00	災害復旧工事 拡幅	
			後	40.00~ 120.00	85.00		
"	大田井田江津線	大田市温泉津町井田イ 536番地先から同イ537 番1地先まで	前	10.00~ 14.00	57.00	県央県土整 備事務所大 田事業所	道路改良工事 拡幅
			後	16.00~ 20.00	57.00		仮設道設置
"	"	江津市波積町本郷24番 5地先から同24番2地 先まで	前	14.00~ 17.00	21.00	浜田県土整 備事務所	道路改良工事
			後	17.00~ 19.00	21.00		拡幅

島根県告示第1017号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町七類2607番1地先から同2610番2地先まで	メートル 18.76	平成19年12月11日	松江県土整備事務所	
"	印賀奥出雲線	仁多郡奥出雲町大呂1057番4地先から同1057番1地先まで	120.00	平成19年12月11日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
"	大田井田江津線	大田市温泉津町井田イ537番1地先から同地先まで	32.00	平成19年12月11日	県央県土整備事務所大田事業所	
"	"	江津市波積町本郷1番2地先から同3番1地先まで	31.00	平成19年12月11日	浜田県土整備事務所	
"	"	江津市波積町本郷24番1地先から同57番地先まで	50.00	平成19年12月11日		

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づき命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成19年12月24日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川名

- (1) 一級河川斐伊川水系佐陀川(松江市下佐陀町地内)
- (2) 一級河川斐伊川水系上追子川(松江市向島町及び学園南地内)

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶の所有者、占有者その他船舶について権原を有する者

- (1) 下佐陀揚水機場付近(東側堤防敷内)に放置されている船舶 3隻
- (2) 新向島橋付近に放置されている船舶 4隻

3 当該措置の内容

当該船舶を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該船舶の放置が河川法第24条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

松江県土整備事務所維持管理部管理グループ 電話0852-32-5734

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成19年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名

住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機等の賃貸借(保守を含む。)並びに構築、設置及びデータ移行業務等

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県地域振興部市町村課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年10月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース株式会社中国支店 広島県広島市南区段原南一丁目3番53号

5 随意契約に係る契約金額

99,978,060円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 特例公告を行った日

平成19年8月3日

8 随意契約とした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成19年12月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 12,021 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 166,838 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| | 八束選挙区 | 3,746 |
| | 仁多選挙区 | 4,344 |
| | 簸川選挙区 | 7,438 |
| | 邑智選挙区 | 6,508 |
| | 鹿足選挙区 | 4,688 |
| | 隠岐選挙区 | 6,485 |
| | 松江選挙区 | 52,214 |
| | 浜田選挙区 | 16,662 |
| | 出雲選挙区 | 39,311 |
| | 益田選挙区 | 14,068 |
| | 大田選挙区 | 11,308 |
| | 安来選挙区 | 12,080 |
| | 江津選挙区 | 7,428 |
| | 雲南・飯石選挙区 | 14,066 |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 166,838 |

雑 報

平成19年10月21日に実施した島根県知事の委任に係る平成19年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。

合格者は50問中35問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第3項の規定により試験の一部を免除された者は、45問中30問以上正解の者とする。

なお、試験問題の正解番号は、別表のとおりである。

平成19年12月11日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 望 月 薫 雄

- | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 齋藤 孝雄 | 上東 雅之 | 原 久夫 | 川瀬 透 | 佐野 史幸 | 藤岡 裕也 | 森山奈津子 |
| 周藤 清史 | 岡田 聡 | 笹 耕輔 | 湯淺 秀人 | 山本 信子 | 高橋 宏和 | 高田 昌治 |
| 江角 洋子 | 木村 文則 | 田中 祐介 | 石倉 優太 | 池田 久夫 | 田辺 隆治 | 小田川容子 |

皆尾志津子	石倉 幸夫	宮川 浩之	西山 律恵	今井 弘	白築 健司	青砥 直子
野々村 敬	安達 政治	栗原 武蔵	大野 泰治	清水 貴司	福原 幸子	曳野 俊宏
妹尾あけみ	藪木 昭徳	福馬 学	増川 賢史	大谷 正明	柴田さやか	正木 康文
小川 克彦	加藤 和己	山本 桂介	須田 佳孝	森實 諭史	持田 信治	渡部 純子
神庭 治司	赤坂 ゆり	古藤 孝行	池尻 與良	堀江 元彦	玉木 智康	板倉 健
安倍 夏子	松本 幸久	瀬尾 貴志	江隅 安男	渡部 祐菜	北脇 浩志	新田 聡
室 敦文	小江 将司	梶谷 幸雄	加藤 慶	原 秀吉	松本 亮	遠藤 忍
原 友美	山本 倫子	福井 宏司	山口 祐作	坂本 克巳	中村 弘憲	金津 幸子
堀田 雅俊	石松 武信	田中 佳之	多賀 豊	長谷川 潔	山根 宏行	恒松 真樹
伊藤 勝	宮本 晃志	三浦 公子	西村 昭彦	鈴木 亮平	古林 茂樹	高崎 浩喜
錦織 崇	立木美江子	湊 健二郎	吉高 久司	天場 稔	岩木 雅文	道端 露子
能地 敦子	松浦 暢彦	三浦 和枝	岡田智香子	稲倉希和子	羽柴絵理奈	

別表

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
3	1	3	4	4	3	4	4	3	4
問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20
2	1	4	1	4	1	2	1	4	1
問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30
1	4	1	3	2	4	1	3	4	2
問31	問32	問33	問34	問35	問36	問37	問38	問39	問40
2	2	3	1	2	2	3	2	4	4
問41	問42	問43	問44	問45	問46	問47	問48	問49	問50
1	3	2	1	1	4	4	4	1	4

正 誤

平成19年9月28日付け島根県報号外第113号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
12	下から17	(6)	(2)
13	上から3	第7条第4号	第7条第4項
	上から4	第12条第3号	第12条第1項第3号